

看護職員の負担軽減及び処遇の改善に向けた取り組みについて

医療法人社団うしお会 八木病院

1. 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

- | | |
|--------------------------------|--|
| ① 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する責任者 | 看護部長 塚本 紀子 |
| ② 看護職員の勤務状況の把握等 | |
| ③ 多職種からなる役割分担推進のための委員会及び会議 | 1) 年に1回4月に開催
2) 医師・看護師・薬剤師・リハビリ
栄養士・レントゲン技師・事務 |
| ④ 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善計画 | 毎年4月に作成 |
| ⑤ 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項の公開 | 1) 院内掲示 2) ホームページ掲載 |

2. 看護職員の負担の軽減及び処遇改善に資する取り組み

- | | |
|------------------------|---|
| ① 業務量の調整 | |
| ② 看護職と他職種との業務分担 | 薬剤部・リハビリ・放射線課・栄養課・事務 |
| ③ 看護補助者の配置 | |
| ④ 妊娠・子育て中、介護中の職員に対する配慮 | 1) 敷地内保育所 2) 時短勤務 3) 夜勤の減免 |
| ⑤ 個人個人の希望に配慮した勤務シフトの作成 | |
| ⑥ 勤務シフト作成時のガイドラインの制定 | 1) 連続勤務は6日まで（5日を推奨）
2) 夜勤回数の適正化（原則月8回まで）
3) 夜勤後には、24時間以上の休みを入れる
4) 連続夜勤は2回まで（その後48時間の休み）
5) 夜勤時の仮眠2時間の確保
6) 週末の連休を月に1回は入れる
7) 日・祝の休みの回数を偏りなく入れる |